

お客様各位

館林信用金庫

債券および投資信託の規定・約款の改定および電子化について

平素は、当金庫をご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

当金庫は2020年4月からの改正民法施行を踏まえ、下記により債券・投資信託の各種規定・約款を改定いたします。改定後の新规定・約款は、改定前よりお取引のあるお客様にも適用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、当庫はお客様の利便性向上、ならびに紙資源の節約や環境保全の観点から、各種規定・約款の電子化を行います。電子化により当金庫ホームページで規定・約款をご確認いただけることから、2020年4月1日以降は、当金庫窓口での印刷された規定・約款類の配布を終了させていただきます。

なお、書面による規定・約款類をご希望される方は、別途配布しますので最寄りの当金庫窓口にてお申し出ください。

今後もより一層ご満足いただけるようサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 2020年4月1日の改正民法施行を踏まえた債券・投資信託の規定・約款等の改定

(1) 改定する規定・約款

- ・振替決済口座管理規定
- ・一般債振替決済口座管理規定
- ・館林信用金庫投信取引約款
- ・特定口座約款
- ・非課税口座約款
- ・自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）
- ・「たてしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定

(2) 主な改定内容

（規定・約款の変更）＜下線部分に変更箇所＞

この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに機構の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。

変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

2. 適用開始日

2020年4月1日

3. 改定後の規定・約款について

改定後の規定・約款はこちらからご確認ください。

以上